平成２１年（再イ）第８８号
相模原市南区古淵６丁目９番15号
再生債務者　駒村　通利
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（再イ）第１４号
富山県魚津市立石134番地８
再生債務者　西浦　孝子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日　富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（再イ）第６９号
長野県松本市鎌田２丁目６番11号
再生債務者　齋藤　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（再イ）第７４号
長野県松本市大字今井535番地の３
再生債務者　清澤　智昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（再イ）第４９号
愛知県蒲郡市上本町10番８号
再生債務者　木村　裕之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再イ）第９７６号
大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ６―406号
再生債務者　森﨑　博史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再イ）第１２４７号
大阪府東大阪市箕輪１丁目２番19号
再生債務者　丸山　忠彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第５１号
大阪府枚方市招提元町１丁目41番14号
再生債務者　増田　勝泰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１０３号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目６番25号　レオパレス天下茶屋101
再生債務者　山下　彰史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再イ）第２００号
大阪府泉佐野市上之郷1562番地の２
再生債務者　マトリーこと　打越伊佐雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第６号
大阪府岸和田市土生町1790番地の３ガーデンハウスＣ―５号
再生債務者　松木　正志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第２号
鳥取県八頭郡智頭町大字駒帰178番地
再生債務者　大黒　孝司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月12日　　鳥取地方裁判所民事部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第11号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年５月７日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 22 年５月 25 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Ｄ108号
2、名称　株式会社イシダ
3、住所　京都府京都市左京区聖護院山王町44番地
4、特定計量器の種類　非自動はかり

1、承認番号　第Ｄ109号
2、名称　リトラ株式会社
3、住所　埼玉県日高市大字原宿７―５
4、特定計量器の種類　非自動はかり

国民年金基金変更公告

鳥取県国民年金基金の事務所の所在地に変更があったので、国民年金法第121条及び国民年金基金令第７条の規定により次のように公告します。
1．新事務所の所在地　鳥取県鳥取市末広温泉町160番地
2．旧事務所の所在地　鳥取県鳥取市扇町７番地
3．変更年月日　平成22年５月24日
平成 22 年５月 25 日　　鳥取県国民年金基金

違法工作物等保管公示

道路交通法第81条第３項の規定に基づき、下記の工作物等を保管したので公示する。
平成 22 年５月 25 日
広島県広島中央警察署長
記
［掲載順序］
①保管した工作物又は物件（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量　②保管した工作物等の設けられていた場所及びその工作物等を除去した日時　③その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所　④前①から③に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
①普通自動車　三菱シャリオ、白色、福山33に169　１台　②広島市中区上八丁堀６番　広島合同庁舎東パーキングチケット９番枠内　平成22年４月14日　午後１時40分　③平成22年４月14日　午後１時55分　広島中央警察署

第明治三二十種郵便物認可